

令和7年3月14日  
水管理・国土保全局河川計画課

## 気候変動を考慮して<sup>るもいがわ</sup>留萌川水系、<sup>ふじかわ</sup>富士川水系及び<sup>ちくごがわ</sup>筑後川水系の長期計画 を変更しました

### ～流域治水の観点も踏まえた河川整備基本方針の見直し～

近年の水災害の頻発に加え、今後、気候変動の影響により更に激甚化すると予測を踏まえ、治水計画を「過去の降雨実績に基づくもの」から「気候変動の影響を考慮したもの」へと見直し、抜本的な治水対策を推進することとしています。

このたび、留萌川、富士川及び筑後川水系の河川整備基本方針について、気候変動の影響による将来の降雨量の増大を考慮するとともに、流域治水の観点も踏まえたものに見直しを行いました。

引き続き各水系における河川整備基本方針の見直しを進めてまいります。

#### <河川整備基本方針変更の主なポイント>

- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、長期的な河川整備の目標流量である洪水の規模（基本高水）を変更しています。
- この基本高水に対応するため、河川で対応する流量（河道配分流量）、施設等で対応する流量（洪水調節流量）を検討しました。
- 加えて、基本高水を超える規模の洪水や整備途上の段階での洪水被害を軽減するため、流域治水の取組を推進する方向性として、営農との両立に配慮した保水・貯留・遊水機能の確保、歴史的な治水施設の有効活用や関係機関が連携した総合内水対策等を推進することを提示しています。

#### <関係資料の掲載先について(国土交通省ウェブページ)>

- ・「留萌川、富士川及び筑後川水系の河川整備基本方針」の本文

[https://www.mlit.go.jp/river/basic\\_info/jigyoku\\_keikaku/gaiyou/seibi/index.html#map](https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyoku_keikaku/gaiyou/seibi/index.html#map)

- ・社会資本整備審議会での審議経過

[https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai\\_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouinkai/kihonhoushin/index.html](https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouinkai/kihonhoushin/index.html)

#### 【問い合わせ先】

水管理・国土保全局 河川計画課 河川計画調整室 課長補佐 梯、主任 齋藤

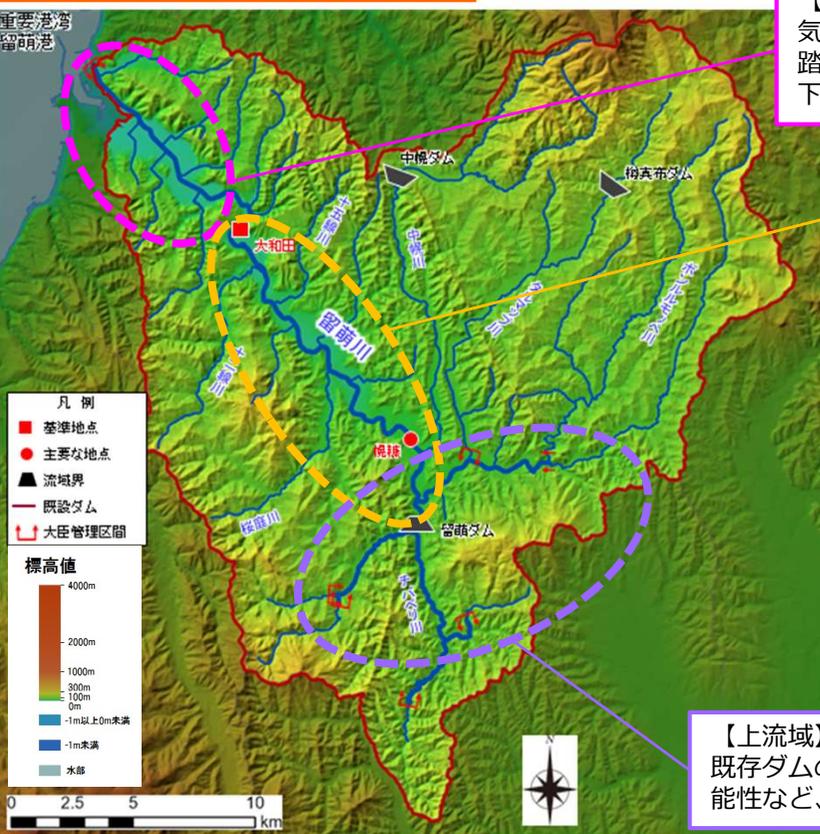
代表 03-5253-8111(内線:35352、35374) 直通 03-5253-8445

# 気候変動を踏まえた「留萌川水系河川整備基本方針」変更の概要

るもいがわ

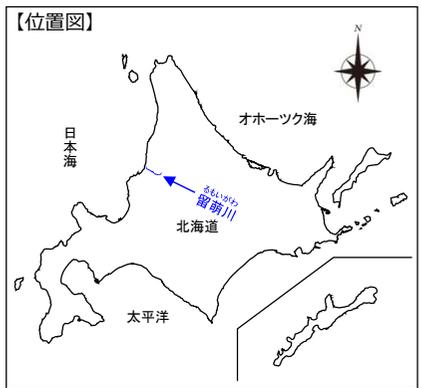
- 長期的な河川整備の目標となる洪水（基本高水）のピーク流量を、基準地点大和田において $1,300\text{m}^3/\text{s}$ から $1,400\text{m}^3/\text{s}$ に変更し、基本高水の流量を河道と洪水調節施設等に配分。
- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、既存施設の有効活用や新たな貯留・遊水機能の確保、河川環境・河川利用や地域社会への影響等を総合的に勘案して検討し、河道配分流量を $850\text{m}^3/\text{s}$ 、洪水調節流量を $550\text{m}^3/\text{s}$ とした。
- 土砂災害対策や森林の整備・保全対策や雨水貯留機能の向上等、あらゆる関係者による流域治水の取組を推進する。

## 河道と洪水調節施設等の設定の考え方



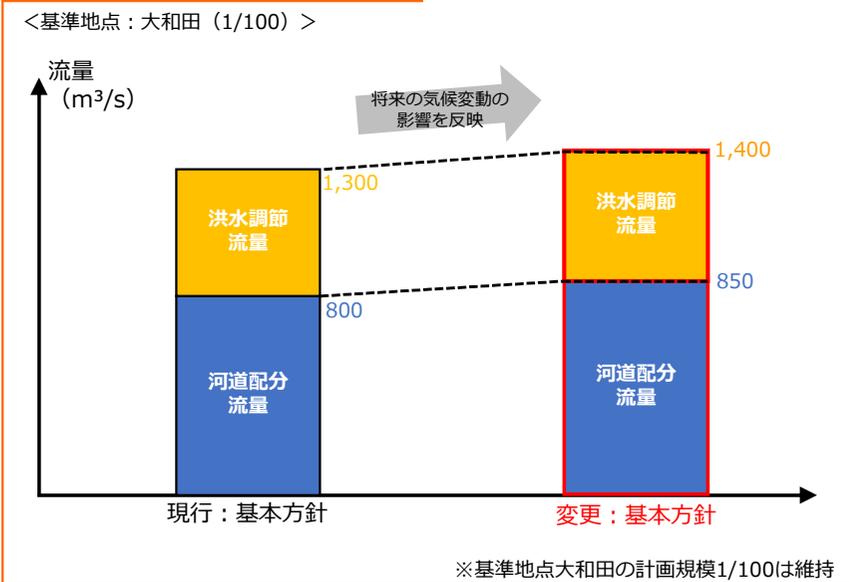
【中・下流域】  
気候変動に対応するため現状の河道状況を踏まえ、環境・利用等を踏まえた河道の流下能力増大の可能性を検討

【中流域】  
既存遊水地の洪水調節機能の最大限の活用や、貯留・遊水機能の確保の可能性を検討



【上流域】  
既存ダムの有効活用や、新たな洪水調節施設の可能性など、貯留・遊水機能の確保の可能性を検討。

## 河道と洪水調節施設等の配分流量



## 増大する洪水外力の対応

- 河道においては、単断面となっているが、河道拡幅等による河道断面の増大の可能性を検討した結果、基準地点大和田で $850\text{m}^3/\text{s}$ の流下能力の確保が可能であることを確認した。
- 基準地点の上流において、既存施設の有効活用や新たな貯留・遊水機能の確保により $550\text{m}^3/\text{s}$ を調節し、基準地点大和田での河道配分流量を $850\text{m}^3/\text{s}$ まで低減可能であることを確認した。

## 計画高水流量図



貯留・遊水機能の確保



留萌川河口部の土地利用・河道の状況

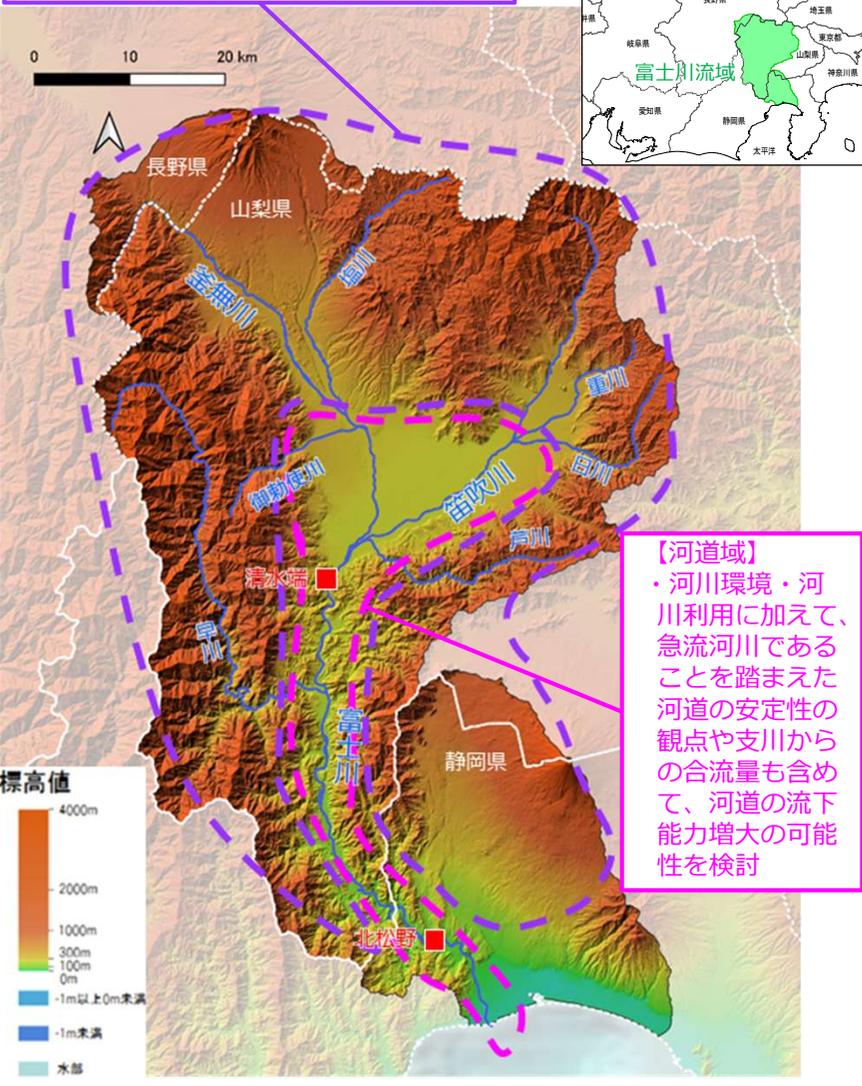
# 気候変動を踏まえた「富士川水系河川整備基本方針」変更の概要

ふじかわ

- 長期的な河川整備の目標となる洪水（基本高水）のピーク流量を、基準地点清水端において8,800m<sup>3</sup>/sから10,200m<sup>3</sup>/sに、基準地点北松野において16,600m<sup>3</sup>/sから21,500m<sup>3</sup>/sに変更し、全量を河道で流下させることとして、河道への配分流量を基準地点清水端10,200m<sup>3</sup>/s、基準地点北松野21,500m<sup>3</sup>/sとする。
- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、既存施設の有効活用など貯留・遊水機能の確保、河川環境・河川利用や地域社会への影響等を総合的に勘案して検討した結果、河道掘削によって流量の増大に対応可能であることを確認した。
- 信玄堤、万力林、雁堤といった歴史的な治水施設を有効活用しながら、流域治水の取組の更なる推進を図る。

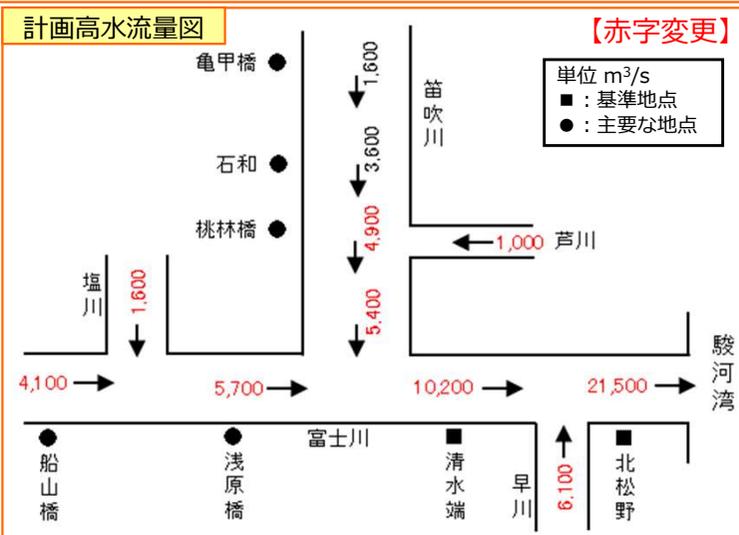
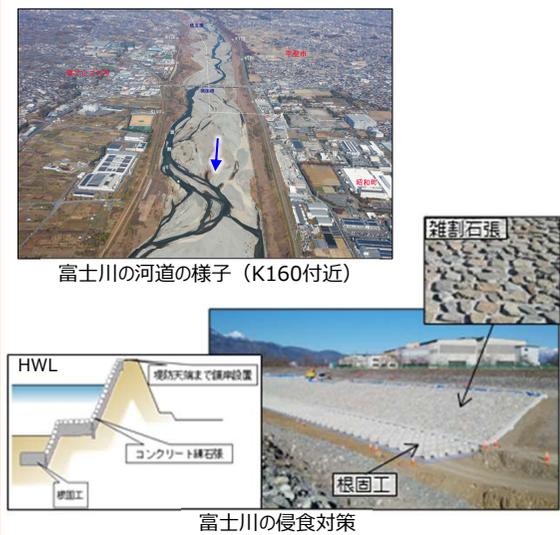
## 河道と洪水調節施設等の設定の考え方

**【上流域】**  
 ・既存洪水調節施設の有効活用など、貯留・遊水機能の確保の可能性を検討

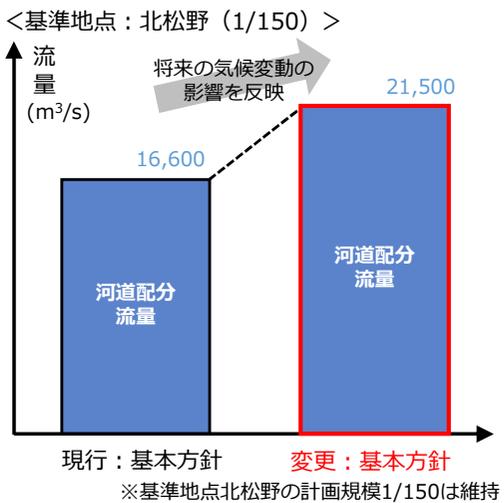
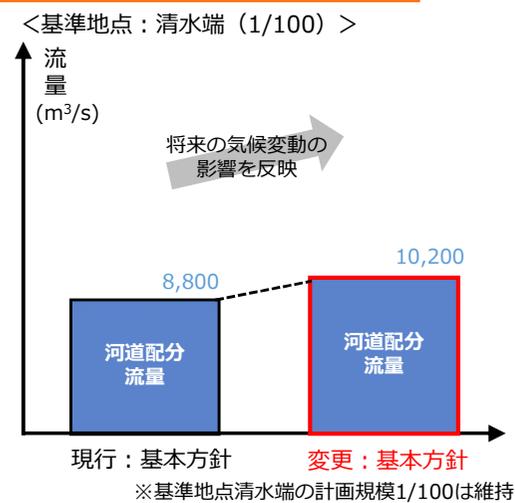


## 増大する洪水外力の対応（河道への配分）

- 基準地点の清水端、北松野のいずれにおいても、河道配分流量の増大には河道掘削により対応可能であることを確認した。
- 河道掘削にあたっては、急流河川であることを踏まえて、河道の安定性の観点から、高速流による河川管理施設への影響がないように断面形状を検討することとする。



## 河道と洪水調節施設等の配分流量



## 正常流量

○ 清水端地点を基準地点として、流水の正常な機能を維持するために必要な流量は以下のとおりとする。

(かんがい期) 概ね22(m<sup>3</sup>/s)

(非かんがい期) 概ね13(m<sup>3</sup>/s)

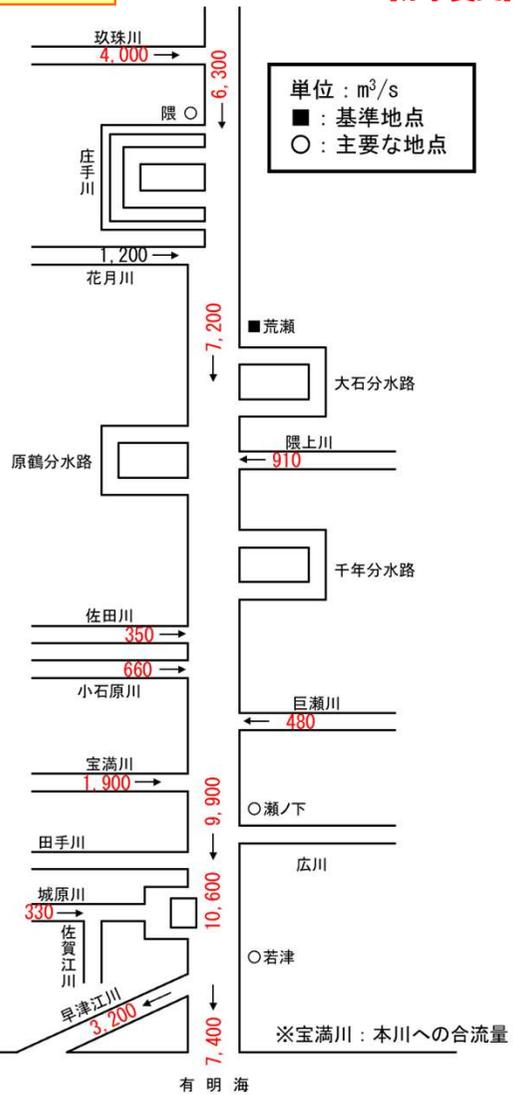
# 気候変動を踏まえた「筑後川水系河川整備基本方針」変更の概要

ちくごがわ

- 長期的な河川整備の目標となる洪水の規模（基本高水）を、基準地点荒瀬において10,000m<sup>3</sup>/sから11,500m<sup>3</sup>/sに変更し、基本高水のピーク流量を河道と洪水調節施設等に配分。
- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、既存施設の有効活用や新たな貯留・遊水機能の確保、河川環境・河川利用や地域社会への影響等を総合的に勘案して検討し、河道配分流量を7,200m<sup>3</sup>/s、洪水調節流量を4,300m<sup>3</sup>/sとした。
- 国・県・自治体等が連携した内水対策や雨水貯留施設の設置、クリーク先行排水等の流域における流出抑制対策、土地利用・住まい方の工夫等、流域治水の取組のさらなる推進を図る。

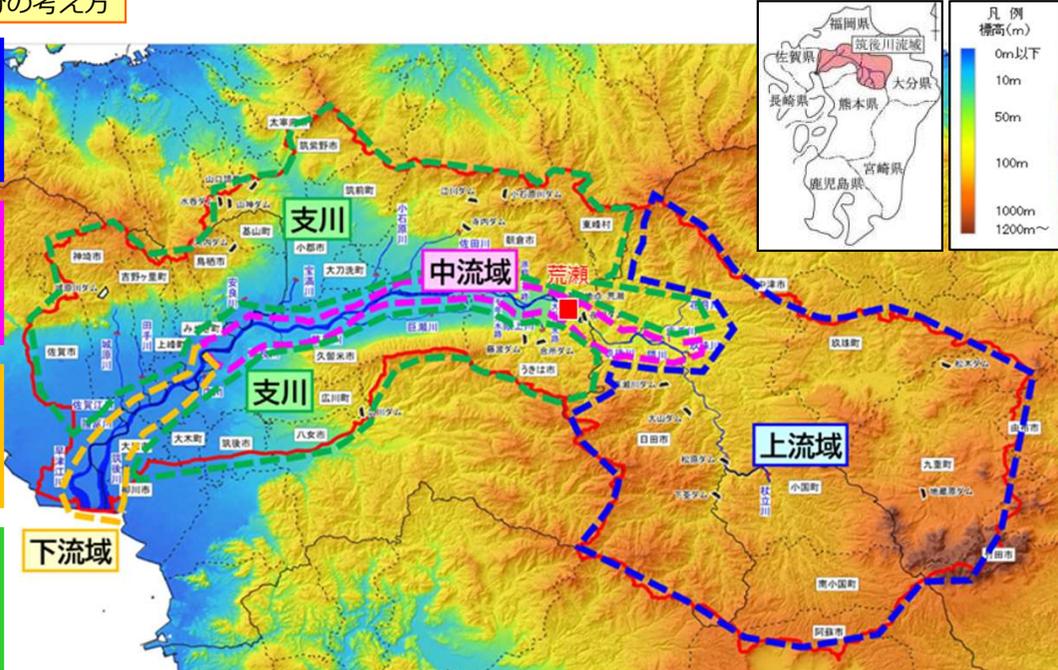
## 計画高水流量図

【赤字変更】

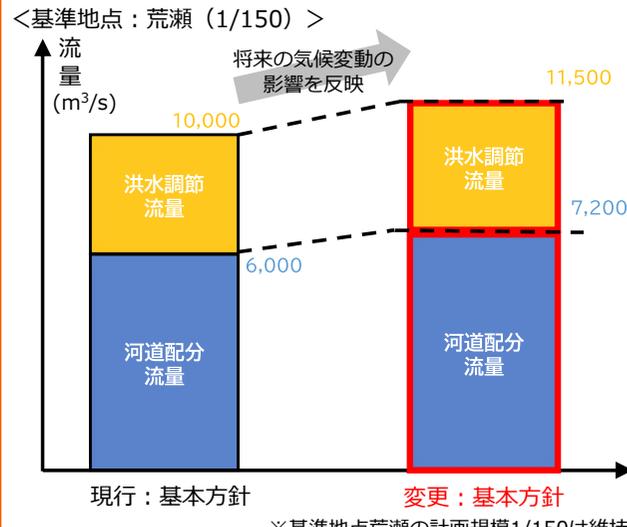


## 河道と貯留・遊水機能確保による流量配分の考え方

- 【上流域】  
既存ダムの有効活用や新たな洪水調節施設の可能性など、本・支川を含めて、貯留・遊水機能の確保の可能性を検討。
- 【中流域】  
河川敷の利用状況や社会的影響も考慮しつつ、引堤、掘削、拡幅など河道配分流量の増大の可能性を検討
- 【下流域】  
河川敷の利用状況や社会的影響も考慮しつつ、引堤、掘削、拡幅など河道配分流量の増大の可能性を検討。
- 【支川】  
既存ダムの有効活用や新たな洪水調節施設の可能性など、貯留・遊水機能の確保の可能性を検討。



## 河道と洪水調節施設等の配分流量



## 増大する洪水外力への対応

- 河道においては、高水敷の利活用状況や河川環境を考慮し、河道掘削を実施する。
- 今後の技術進展を見据えながら、既存施設の事前放流や容量再編等の徹底的な有効活用を図る。
- 上記を検討の上、基本高水に対して不足する流量について、既存の洪水調節施設の配置なども踏まえつつ、新たな貯留・遊水機能の可能性を検討して設定する。



## 正常流量

- 荒瀬地点を基準地点として、流水の正常な機能を維持するために必要な流量は以下のとおりとする。
- (かんがい期) 概ね34(m<sup>3</sup>/s)  
 (非かんがい期) 概ね20(m<sup>3</sup>/s)



# 河川整備基本方針と河川整備計画の概要

河川整備基本方針

長期的な河川整備の最終目標

- 当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- 河川の整備の基本となるべき事項

- ・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
- ・主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川整備基本方針  
の案の作成

意見聴取

河川整備基本方針  
の決定・公表

(一級河川の場合)  
社会資本整備審議会

(二級河川の場合)  
都道府県河川審議会  
都道府県河川審議会がある場合

河川整備計画

河川整備基本方針に従って実施する具体的な整備の内容  
(計画対象期間 :20~30年間程度)

- 河川整備計画の目標に関する事項
- 河川の整備の実施に関する事項

- ・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- ・河川の維持の目的、種類及び施工の場所

河川整備計画の  
案の作成

意見聴取

学識経験を有する者

意見を反映させる  
ために必要な措置

関係住民

意見聴取

河川整備計画の  
決定・公表

(一級河川の場合)  
関係都道府県知事

(二級河川の場合)  
関係市町村長

河川工事、河川の維持

河川法(昭和39年7月10日法律第167号)(抄)

(河川整備基本方針)

第十六条(略)

2(略)

3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かななければならない。

4~5(略)

6 前三項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。